

| | |
|-------------|-----------|
| 泊発電所3号炉審査資料 | |
| 資料番号 | 資料1-7 |
| 提出年月日 | 令和5年5月30日 |

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第8条 火災による損傷の防止

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|--|--|----|
| 1 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-本-25, 26, 56 8条-別1-資1-38, 39, 73 8条-別1-資5-3, 7 8条-別1-資8-12, 25 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 「原子炉格納容器は、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。」の記載は、熱、煙、炎すべての感知器を設置するとの解釈になることから、適切に組み合わせて設置する方針のため、「アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器又は非アナログ式の炎感知器から異なる種類の感知器を組み合わせて設置する設計とする。」に修正しました。 | |
| 2 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-本-31, 89 8条-別1-資1-63, 125 8条-別1-資5-9, 18 8条-別1-資8-22, 53 | 同上 | |
| 3 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-本-26 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 (旧) 「運用とすること」 (新) 「運用等とすること」 | |
| 4 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8-とりまとめた資料-4 8条-本-34 | 同上 | |
| 5 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-本-26, 27 8条-別1-資1-39 | 以下の記載を追記しました。 火災感知器を設置しない。若しくは、発火源となる可燃物が少なく火災により安全機能へ影響を及ぼすおそれはないことから「消防法」又は「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計とする。 j. 不燃材料であるコンクリート又は金属により構成された設備のみを設けた火災区域又は火災区画 不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成された配管、容器、タンク、手動弁、コンクリート構築物については流路、バウンダリとしての機能が火災により影響を受けないことから「消防法」又は「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計とする。 k. フェイル・セーフ設計の設備のみが設置された火災区域又は火災区画 フェイル・セーフ設計の設備については火災により動作機能を喪失した場合であっても、安全機能が影響を受けることは考えにくいとため、「消防法」又は「建築基準法」に基づく火災感知器を設ける設計とする。 | |
| 6 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8-とりまとめた資料-4, 5 8条-本-34, 35, 36 8条-別1-資1-65, 67 | 同上 | |
| 7 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-本-29 8条-別1-資1-43 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 (a) 屋外の火災区域(ディーゼル発電機燃料油貯油槽)以降のインデックスについて、屋外と屋内の分類に適正化しました。 | |
| 8 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8-とりまとめた資料-5 8条-本-38, 39, 41 8条-別1-資1-73, 74 | 同上 | |
| 9 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-本-39 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 大飯欄の記載内容順番を入れ替え、泊と比較を行っていることから、その旨がわかるように明示しました。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---|---|----|
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-本-42, 43 | 以下のとおり相違理由欄の記載の適正化を図りました。 女川は「全域ガス消火設備の自動起動用の煙感知器と熱感知器は、当該火災区域又は火災区画に設置した「固有の信号を発する異なる種類の感知器」とする。」設計(炎感知器は除外)であるが、泊について、全ての自動消火設備の起動用の煙感知器と熱感知器を火災感知設備用の感知器と兼用しておらず、一部のみ兼用しているため、相違している。 | |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-本-30 8条-別1-資1-45 8条-別1-資8-14 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 (a)原子炉格納容器 (旧)原子炉格納容器内に自動消火設備を適用するとした場合、 (新)原子炉格納容器内にガス消火設備を適用するとした場合、 | |
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8-とりまとめた資料-6 8条-本-43 8条-別1-資1-79 8条-別1-資8-27 | 同上 | |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-本-31, 32 8条-別1-資1-47 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 (a)廃液貯蔵ピット室で「火災の発生並びに煙の充満のおそれはない。」とする一文について、「火災が発生するおそれがない」とする同様な設備である燃料取替用水ピット室や補助給水ピット室の記載との整合を図りました。また、同項目内の他の設備についても、記載の統一を図りました。 | |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-本-47, 48 8条-別1-資1-85, 86 | 同上 | |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-本-30, 31, 32, 33 8条-別1-資1-46 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 設備によって、金属に覆われている場所が明示されていたり、されていなかったりと揺らぎがありましたので、記載の統一を図りました。 | |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8-とりまとめた資料-6 8条-本-45, 46, 47, 50 8条-別1-資1-82 | 同上 | |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-本-32 8条-別1-資1-48 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 「消防法施行規則を踏まえ」の記載の有無について、記載の統一を図りました。 | |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8-とりまとめた資料-7, 8 8条-本-47, 48 8条-別1-資1-85, 86 | 同上 | |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資5-8 | 以下のとおり図面修正を行いました。 「第5-4図：燃料取替用水ピット室イメージ及び現場状況」について、床面の状況が分かるよう図面修正を行いました。 | |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資5-22 | 同上 | |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資7-添1-4 | 以下のとおり第2表の修正を行いました。 ほう酸ポンプA/Bについて、火災区画を分けることとしたため、当該表から記載を削除しました。 | |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資7-添1-5 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|--|---------------|---|----|
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.6.0） | 8条-別1-資7-添5-1 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 2. 各施工方法における耐火隔壁の耐火能力について （旧）防護対象機器等が設置されている「ケーブルトレイ」、 <u>「機器」間の分離を目的とした</u> （新）防護対象機器等が設置されている「ケーブルトレイ」、 <u>「電線管」、 「制御盤」間の分離を目的とした</u> | |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.5.0） | 8条-別1-資7-添5-4 | 同上 | |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.6.0） | 8条-別1-資5-6 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽からの漏えいに関する記載について、女川とは構造が相違しているため、引火性又は発火性の雰囲気形成の表現の適正化を図りました。 | |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.5.0） | 8条-別1-資5-16 | 同上 | |
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.6.0） | 8条-別1-資8-8 | 核計装用ケーブルや放射線監視設備用ケーブルのうち、同軸ケーブルを使用している箇所は、いずれも耐延焼性を確認するIEEE383垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足しないため、表現を適正化いたしました。 （旧） <u>このうちの一部の</u> ケーブルは、自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが、 （新） <u>これらの</u> ケーブルは、自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが、 | |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.5.0） | 8条-別1-資8-13 | 同上 比較表については、相違理由について記載を充実化いたしました。 | |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.6.0） | 8条-別1-資8-16 | 建築基準法の記載を確認しました結果、正しくは「不燃材料」であることを確認致しましたことから、記載の適正化を図りました。 （旧）原子炉格納容器の主要構造部が耐火構造であり、床及び壁のコーティング剤が建築基準法施行令第一条第六号に基づく難燃性が確認された塗料であることから、 （新）原子炉格納容器の主要構造部が耐火構造であり、床及び壁のコーティング剤については不燃材料と同等以上の性能を有するコーティング剤を使用しており、建築基準法施行令第一条第六号に基づく難燃性が確認された塗料と同等以上であることから、 | |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第8条 火災による損傷の防止（DB08-9 r.5.0） | 8条-別1-資8-30 | 同上 比較表については、相違理由について記載を充実化いたしました。 | |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.6.0） | 8条-別1-資8-19 | 第8-6表について、原子炉格納容器内専用消火器設置場所の記載について適正化しました。 （旧）原子炉格納容器通常用エアロック （新）原子炉格納容器通常用エアロック <u>近傍</u> | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------------------|--|----|
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資8-32 | 同上 | |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資8-35~39 | 第8-5図について、記載を適正化しました。 ・凡例中の感知器凡例の修正。 ・図5/5について露出電線管の記載を修正。 | |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資8-66~70 | 同上 | |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資8-添1-2 | 第1図について、記載を適正化しました。 誤) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設される電線管 正) 同じ機能を有する火災防護対象ケーブルが敷設されるケーブルトレイ又は電線管 | |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資8-添1-4 | 同上 | |
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資7-2 | 下記の図について記載の適正化をいたしました。 ・2.3.1(1) 3時間以上の耐火能力を有する耐火隔壁によって他の火災区域から分離 ・2.3.1(2)a 互いの系列間が3時間以上の耐火能力を有する隔壁等で分離 | |
| 38 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資7-4 | 同上 | |
| 39 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資7-添1-3~4 | 第2表について、記載を適正化しました。 ・誤記修正 (誤) 1時間耐火各壁等 (正) 1時間耐火隔壁等 | |
| 40 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資7-添1-4~5 | 同上 | |
| 41 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資7-添3-1 | 下記の図について記載の適正化をいたしました。 ・2.3.1(1) a. の図 | |
| 42 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資7-添3-1 | 同上 | |
| 43 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資3-添2-1, 3, 5, 6, 8~19 | 火災区域・区画一覧表について、以下の修正をしました。 ・機器名称修正 ・火災区画境界(A/B 5-04)を細分化し、区画名称等の変更。 ・ほう酸ポンプ室の火災区画を細分化。 ・R/B 3-08-1の分類をBトレンに変更。 | |
| 44 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資3-添2-1, 3, 5, 6, 8~19 | 同上 なお、比較表への貼り付けの構成上ページ数が増えています。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--------------------|--|----|
| 45 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資8-22 | 以下のとおり記載の適正化を行いました。 (3)地震等の自然現象への対策 (旧) また、原子炉格納容器及び格納容器通常用エアロック室、機器搬入ハッチ付近に設置する (新) また、原子炉格納容器、格納容器通常用エアロック室及び機器搬入ハッチ付近に設置する | |
| 46 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資8-43 | 同上 | |
| 47 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資8(目次) | 以下のとおり記載の適正化を行いました。 目次 (旧) 添付資料2 泊3号炉における (新) 添付資料2 泊発電所3号炉における | |
| 48 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資8-1 | 同上 | |
| 49 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資7-添5-10, 12 | 以下のとおり記載の適正化を行いました。 a.耐火間仕切壁・防火戸 (旧) 「平成12年5月25日建設省告示第1369号(特定防火設備の構造方法を定める件)建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項の規定により、 (新) 「平成12年5月25日建設省告示第1369号(特定防火設備の構造方法を定める件)建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項」の規定により、 | |
| 50 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資7-添5-30, 32 | 同上 | |
| 51 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資5-添3-1 | 以下のとおり記載の適正化を行いました。 1.はじめに (旧) 泊3号炉の中央制御盤について、 (新) 泊発電所3号炉の中央制御盤について、 | |
| 52 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資5-添3-1 | 同上 | |
| 53 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資5-添3-3 | 以下のとおり記載の適正化を行いました。 1.高感度煙検出装置の性能について (旧) 泊1, 2号炉では、 (新) 泊発電所1, 2号炉では、 | |
| 54 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資5-添3-5 | 同上 | |
| 55 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資8-47 | 以下のとおり誤記修正を行いました。 (誤) 現場のホース敷設状況を第8-10図に～ (正) 現場のホース敷設状況を第8-9図に～ | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|---|----|
| 56 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資8-85 | 同上 | |
| 57 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資8-49 | 第8-9図において消火器の配置を追記しました。 | |
| 58 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資8-87 | 同上 | |
| 59 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-本-42 | 以下のとおり誤記修正を行いました。 (誤) テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する、又は離隔距離を確保すること等 (正) テフロン電線及び難燃ケーブルを使用し、電線管に敷設する、又は離隔距離を確保すること等 | |
| 60 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8-とりまとめた資料-12 8条-本-66 | 同上 | |
| 61 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-本-25, 36, 56, 58 8条-別1-資1-38, 56 8条-別1-資8-8, 14, 22, 25 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 「及び」「又は」の記載について、適切な記載となるよう修正しました。 | |
| 62 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-本-56, 57, 94, 95 8条-別1-資1-99 8条-別1-資8-26 | 同上 | |
| 63 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-本-25, 56, 64 8条-別1-資1-37 8条-別1-資5-4 8条-別1-資5-添2-3 | 以下の火災区画については環境条件を考慮し、基本的な組み合わせである「アナログ式の煙感知器」及び「アナログ式の熱感知器」の組み合わせとはせず、「アナログ式の熱感知器」及び「非アナログ式の炎感知器」の組み合わせとすることから、記載を追加しました。 (旧) b. ディーゼル発電機室蓄熱室及び放射性廃棄物処理建屋給気室 ディーゼル発電機室蓄熱室及び放射性廃棄物処理建屋給気室は機器運転中の空気の流れにより火災時の煙が流出するおそれがあることから煙感知器による感知は困難である。このため、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。 (新) b. ディーゼル発電機室蓄熱室、放射性廃棄物処理建屋給気室及び原子炉補助建屋外気取入ガラリー室 ディーゼル発電機室蓄熱室、放射性廃棄物処理建屋給気室及び原子炉補助建屋外気取入ガラリー室は機器運転中の空気の流れにより火災時の煙が流出するおそれがあることから煙感知器による感知は困難である。このため、アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|---|--|----|
| 64 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8-とりまとめた資料-4 8条-本-31, 88, 103 8条-別1-資1-60 8条-別1-資5-12 8条-別1-資5-添2-4 | 同上 | |
| 65 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資1-98~117 | 以下のとおりページ附番を他の資料と合わせました。 (旧) 8条-別添1-資料1-98 二 ~ - 8条-別添1-資料1-117 二 (新) 8条-別1-資1-98 ~ 8条-別1-資1-117 | |
| 66 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資5-添2-1~18 | 以下のとおりページ附番を他の資料と合わせました。 (旧) 8条-別添1-資5-添2-1 二 ~ - 8条-別添1-資5-添2-18 二 (新) 8条-別1-資5-添2-1 ~ 8条-別1-資5-添2-18 | |
| 67 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資1-117 | 以下のとおり記載を適正化しました。 ①全域ガス消火設備 (旧) 二酸化炭素消火設備で使用する二酸化炭素は設備動作に伴う人体への影響があるため、二酸化炭素消火設備の作動時には発電課長(当直)は区画内の作業員等を退避させる。 (新) 二酸化炭素消火設備で使用する二酸化炭素は設備動作に伴う人体への影響があるため、二酸化炭素消火設備の作動時には、退避放送及び充満表示灯により周辺の作業員等に避難を促すとともに、発電課長(当直)は区画内の作業員等を退避させる。 <u>二酸化炭素消火設備の設置区域区画については、起動時に扉が「開」状態では消火剤が流出することから、二酸化炭素消火設備が設置されていること、及び設置区域区画に設置された扉を「閉」運用とすることを現場に明記する。</u> <u>イナートガス消火設備で使用するイナートガスは、設備動作に伴う人体への影響はなく、所員等が滞在する場所にはガスを放出しないことから、消火設備の作動時に作業員を退避させることはしない。</u> | |
| 68 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-179 | 同上 | |
| 69 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資3-添2-24~48 8条-別1-資5-添4-1~25 8条-別1-資6-添2-11, 13 8条-別1-資6-添9-6~11 8条-別1-資7-添10-1~27 8条-別1-資10-添1-1~14 | 図面類に関して最新化を図りました。 | |
| 70 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資3-添2-24~48 8条-別1-資5-添4-1~25 8条-別1-資6-添2-18, 20 8条-別1-資6-添9-6~11 8条-別1-資7-添10-2~28 8条-別1-資10-添1-1~14 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|------------------------------------|---|----|
| 71 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-73 | 記載の統一を図りました(下線部の削除)。 (旧) 非アナログ式の熱感知器及び非アナログ式の煙感知器を設置する設計とし～ (新) 非アナログ式の熱感知器を設置する設計とし～ | |
| 72 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-125 | 同上 | |
| 73 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-添10-参1-32 8条-別1-添10-参1-34 | 以下のとおり図名称の修正を行いました。 (旧) 図6.1 1次系建屋/2次系建屋における溢水による事象変化(圧力評価) 図6.3 1次系建屋/2次系建屋における溢水による事象変化(DNBR評価) (新) 図6.1 1次系建屋/2次系建屋における火災による事象変化(圧力評価) 図6.3 1次系建屋/2次系建屋における火災による事象変化(DNBR評価) | |
| 74 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-添10-参1-61 8条-別1-添10-参1-64 | 同上 | |
| 75 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 資料全般 | 以下のとおり図表の附番について資料全体での統一を図りました。 (旧) 図(表) ○.○ (新) 第○-○図(表) | |
| 76 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 資料全般 | 同上 | |
| 77 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資5-添4-28, 32 | 火災区域・区画一覧表について、以下の修正をしました。 ・火災区画境界(A/B 4-02, A/B 5-04)を細分化し、区画名称等の変更。 ・火災区画名称の修正 (旧) R/B 4-02-7 原子炉補助建屋トラックアクセスエリア、定検資材倉庫他エリア (新) R/B 4-02-7 原子炉建屋トラックアクセスエリア、定検資材倉庫他エリア | |
| 78 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資5-添4-28, 32 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|--|---|----|
| 79 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資5-添4-26, 27, 34 | 使用済樹脂貯蔵タンク室, 各フィルタ室及び各脱塩塔室の感知器設計に関して、以下のとおり記載の充実を図りました。 ・各エリアの備考に以下の記載を追加 「当該エリアは高線量エリアであり室内への感知器設置が困難であることから、当該火災区画の適切な位置に感知器を設置することにより火災をもれなく確実に感知する設計とする※5」 ・注記として以下を追加 「※5 使用済樹脂貯蔵タンク室, 各フィルタ室及び各脱塩塔室は、火災時に発生する煙・熱が時間の経過とともに開口部から隣接エリアに流出すると考えられることから、同一火災区画の隣接エリアに設置する感知器を兼用することで火災をもれなく確実に感知する設計とする。」 | |
| 80 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資5-添4-26, 27, 34 | 同上 | |
| 81 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資5-添4-1~34 | 以下のとおり記載を適正化しました。 ・ページ記載の修正 (旧) 8条-添1-資5-添4-〇〇 (新) 8条-別1-資5-添4-〇〇 | |
| 82 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-添1-4 8条-別1-資1-参2-6 8条-別1-資10-添3-1~7 8条-別1-資10-添4-7, 11, 13, 15 8条-別1-資10-添6-8, 9 8条-別3-添1-1~7 | 火災区域・区画について、火災区画境界を見直し、「A/B 4-02」を細分化して「A/B 4-02-1, A/B 4-02-2」としました。 (旧) A/B 4-02: ほう酸ポンプ室 (新) A/B 4-02-1: A-ほう酸ポンプ室, A/B 4-02-2: B-ほう酸ポンプ室 | |
| 83 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-添1-6 8条-別1-資1-参2-8 8条-別1-資10-添3-1, 3~8 8条-別1-資10-添4-7, 11, 13, 15 8条-別1-資10-添6-8, 9 8条-別3-添1-1~7 | 同上 | |
| 84 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資10-添4-11, 13~22, 29, 36, 40 8条-別1-資10-添5-3~13 8条-別1-資10-添6-11 | 火災区域・区画について、火災区画境界を見直し、「A/B 5-04」を細分化して「A/B 5-04-1, A/B 5-04-2」としました。 (旧) A/B 5-04: 非管理区域空調機器室及び外気取入ガラリ (新) A/B 5-04-1: 非管理区域空調機器室, A/B 5-04-2: 原子炉補助建屋外気取入ガラリ室 | |
| 85 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資10-添4-11, 13~22, 29, 36, 40 8条-別1-資10-添5-3~13 8条-別1-資10-添6-11 | 同上 | |
| 86 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資10-添4-35 8条-別1-資10-添5-11 | 以下のとおり、火災区画名称の誤記を修正しました。 (誤) R/B 4-02-7 原子炉補助建屋トラックアクセスエリア、定検資材倉庫他エリア (正) R/B 4-02-7 原子炉建屋トラックアクセスエリア、定検資材倉庫他エリア | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|----|---|-------------------------------------|--|----|
| 87 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資10-添4-35 8条-別1-資10-添5-11 | 同上 | |
| 88 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資10-5 8条-別1-資10-添3-3 | 泊は火災区画単位で評価, 対策を確認するため, 以下のとおり修正をしました。 (旧) 隔壁耐火時間 (他の火災区画との境界の耐火時間) (新) 隔壁耐火時間 (火災区画内の隔壁の耐火時間) | |
| 89 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資10-10 8条-別1-資10-添3-4 | 同上 | |
| 90 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資10-添3-1 | 泊は火災区画単位で評価, 対策を確認するため, 以下のとおり修正をしました。 (旧) 泊発電所3号炉の内部火災影響評価では, 8条-別添1-資料3において設定した火災区域(区画)ごとの情報(部屋番号, 床面積, 等価時間, 隣接の火災区域等)を火災区画特性表へ記載し整理する。 (新) 泊発電所3号炉の内部火災影響評価では, 8条-別添1-資料3において設定した火災区域(区画)ごとの情報(床面積, 等価時間, 隣接の火災区域等)を火災区画特性表へ記載し整理する。 | |
| 91 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資10-添3-1 | 同上 | |
| 92 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資10-添6-5, 8, 9, 11~13, 17, 23 | 区分設定の反映に伴い, 安全停止パスの記載を適正化しました。 | |
| 93 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資10-添6-5, 8, 9, 11~13, 17, 23 | 同上 | |
| 94 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. X. Y) | 17/18 | ヒアリングコメント回答リストNo. 56の回答概要について, 以下のとおり誤記修正しました。 (旧) 『女川3号炉, 島根2号炉, 柏崎刈羽6, 7号炉, 東海第2については, 水素濃度約4%程度であり, 泊も同様, 水素濃度は低い。』 (新) 『女川2号炉, 島根2号炉, 柏崎刈羽6, 7号炉, 東海第2については, 水素濃度約4%程度であり, 泊も同様, 水素濃度は低い。』 | |
| 95 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資1-参5-2 | 以下の記載については, 相違理由欄への記載が適切であることから, 記載を相違理由欄へ変更しました。なお, 補足説明資料側としては記載を削除しております。 「なお, 泊発電所3号炉と同様に気体廃棄物処理設備を設置し酸素分析器を設置し, 酸素濃度を管理することで, 設備内の水素が可燃領域とならないように管理しているプラントとしては, 大飯発電所3・4号炉, 玄海発電所3・4号炉がある。」 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|--|--|----|
| 96 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-参5-2 | 同上 | |
| 97 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-本-31 | 原子炉の高温停止及び低温停止機器の記載を踏まえ、以下のとおり記載の適正化を図りました。 a. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となる火災区域又は火災区画の選定 (旧) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものとして選定する。 (新) 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域又は火災区画については、「 <u>b. 火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない火災区域又は火災区画の選定</u> 」に示した火災区域又は火災区画を除き、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるものとして選定する。 | |
| 98 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-本-47 | 同上 | |
| 99 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-本-32, 33 8条-別1-資1-47, 48, 49 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 (旧) (d) 試料採取室排気隔離ダンパ及び試料採取室排気風量制御ダンパ 試料採取室排気隔離ダンパ及び試料採取室排気風量制御ダンパの主要な構造材は金属で構成されており、 (新) (d) <u>原子炉補助建屋40.3m通路部</u> 原子炉補助建屋40.3m通路部に設置されている試料採取室排気隔離ダンパ及び試料採取室排気風量制御ダンパの主要な構造材は金属で構成されており、 (旧) (b) セメント固化装置 (新) (b) <u>セメント固化装置エリア</u> (旧) (c) 格納容器給気気密ダンパ 格納容器給気気密ダンパは不燃性材料である金属により構成されており、 (新) (c) <u>原子炉建屋33.1m通路部</u> 原子炉建屋33.1m通路部に設置されている格納容器給気気密ダンパは不燃性材料である金属により構成されており、 | |
| 100 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8-とりまとめた資料-7 8条-本-48, 50, 51 8条-別1-資1-86, 88, 89 | 同上 | |
| 101 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-本-31 | 大飯3/4号炉の設置許可申請書(添付書類八)における、原子炉格納容器内に設置する火災感知器の記載について、最新の記載に修正しました。「アナログ式でない炎感知器」の記載の追加 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---|---|----|
| 102 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資6-添2-11, 13 | 自動消火設備用感知器の配置図について、火災区画の適正化を図りました。 | |
| 103 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資6-添2-18, 20 | 同上 | |
| 104 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資6-添9-6~11 | 消火栓及び消火器の配置図について、消火器設置位置の適正化を図りました。 | |
| 105 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資6-添9-6~11 | 同上 | |
| 106 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資3-添2-18 8条-別1-資5-添4-32 8条-別1-資10-添4-37 8条-別1-資10-添5-6, 9~13 | 以下のとおり記載の適正化(火災区画名称の修正)を図りました。 (旧) R/B6-02 格納容器非常用エアロック室 (新) R/B6-02 原子炉建屋33.1m通路部 | |
| 107 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資3-添2-18 8条-別1-資5-添4-32 8条-別1-資10-添4-37 8条-別1-資10-添5-6, 9~13 | 同上 | |
| 108 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資4-添2-7 8条-別1-資8-添2-7 | アレニウス則に基づく寿命評価を示した図面について、下記の通り記載を充実いたしました。 第4図 X軸 寿命Lに向かって立ち下がる点線(が抜けてたので)追加 第5図 メーカーの試験結果プロット追加(熱劣化温度と寿命到達時間), Y軸の値等追加 | |
| 109 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資4-添2-10 8条-別1-資8-添2-7 | 同上 | |
| 110 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資4-添2-1 | 本文の記載適正化に伴い補足説明資料の記載を以下のとおり修正しました。 (旧) このうちの一部のケーブルについては, (新) これらのケーブルについては, | |
| 111 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資4-添2-1 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|-------------------------|--|----|
| 112 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資4-添2-8 | 本文の記載適正化に伴い補足説明資料の記載を以下のとおり修正しました。 (旧) このうちの一部のケーブルについては、自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが、耐延焼性を確認するIEEE383垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足しないケーブルの使用箇所を以下に示す。 (新) これらのケーブルについては、自己消火性を確認するUL垂直燃焼試験は満足するが、耐延焼性を確認するIEEE383垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足しない。以下に、これらIEEE383垂直トレイ燃焼試験の判定基準を満足しないケーブルの使用箇所を示す。 | |
| 113 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資4-添2-10 | 同上 | |
| 114 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資4-添2-8,9 | 図6,図7の赤点線のある箇所同軸ケーブル以外のケーブルが計装用ケーブルである旨、図中に追記しました。 | |
| 115 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資4-添2-10 | 同上 | |
| 116 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資4-添2-10 | 相違理由のIEEEの記載がIが抜けているので追記しました。 | |
| 117 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資4-添2-11 | 図6にある原子炉格納容器内と原子炉格納容器外を示す線が第7図にないため、当該の線を追記しました。 | |
| 118 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資8-35, 38, 50, 51 | 第8-5図及び第8-10図において、誤記を修正しました。 ・3A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁が二つ記載されていたものを片方を「3B-」に修正しました。 ・3D-ICIS用駆動装置が4つ記載されてましたが、「3A-, 3C-, 3B-, 3D-」と記載を修正しました。 | |
| 119 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資8-66, 69, 88, 89 | 同上 | |
| 120 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資2-添5-24 | 誤記修正 (誤) 余熱除去Aライン流量 (IV) (正) 余熱除去Bライン流量 (IV) | |
| 121 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資2-添5-13 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---|---|----|
| 122 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-添6-13, 24 | 消火用非常照明器具の配置図において、同じ図面が2枚あったので、図面を貼り替えました。 (旧) 主要建屋T.P. 43.6m (新) 循環水ポンプ建屋1FL (T.P. 10.3m) (旧) 放射性廃棄物建屋4FL (新) 放射性廃棄物建屋RF | |
| 123 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資6-添2-23 | 自動消火設備用感知器の配置図(18/22)において、中間フロアの色塗りが抜けていたので修正しました。 | |
| 124 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資6-添2-30 | 同上 | |
| 125 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資5-添4-2, 8, 16, 17, 18, 20, 24 | 図面が見切れていたのを修正しました。 | |
| 126 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資10-添1-8 | 色塗り範囲に誤りがあったので、修正しました。 | |
| 127 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資10-添1-8 | 同上 | |
| 128 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資3-添2-27 8条-別1-資5-添4-4 8条-別1-資6-添2-9 8条-別1-資7-添10-4 8条-別1-資10-添1-4 | 火災区画設定の見直しにつき、図面を修正しました。 (R/B 3-08-1を細分化し、R/B 3-08-4を設定) | |
| 129 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資3-添2-27 8条-別1-資5-添4-4 8条-別1-資6-添2-16 8条-別1-資7-添10-5 8条-別1-資10-添1-4 | 同上 | |
| 130 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資7-添1-4 | 火災区画設定を見直したことにより、第2表に記載していた火災区画について修正を実施しました(R/B 3-08-1を表から削除) | |
| 131 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資7-添1-5 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---------------------------------------|---|----|
| 132 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資3-添2-1~5, 7, 8, 11, 14, 17, 18 | 火災防護対象機器の名称の修正及び記載の適正化を図りました。 | |
| 133 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資3-添2-1~5, 7, 8, 11, 14, 17, 18 | 同上 | |
| 134 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-54 | 第1-16 図中の誤記を修正しました。 (誤) 初期消火要員待機場所 (正) 初期消火要員待機場所 | |
| 135 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-96 | 同上 | |
| 136 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-64 | 第1-22 図中の誤記を修正しました。 (誤) 電動機駆動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用) エンジン駆動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用) (正) 電動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用) エンジン消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用) | |
| 137 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-109 | 同上 | |
| 138 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-参4-1 | 誤記を修正しました。 (誤) ~エンジン駆動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用)及び電動機駆動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用)を設置する~ (正) ~エンジン消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用)及び電動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用)を設置する~ | |
| 139 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-参4-2 | 同上 | |
| 140 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別2-3, 11 | 誤記を修正しました。 (誤) ~電動機消火ポンプ及び~ (正) ~電動消火ポンプ及び~ | |
| 141 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別2-3, 11 | 同上 | |
| 142 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-99 | 第1-14 表: 消防資機材一覧表において, 誤記を修正しました。 (空気呼吸器の管理数量単位の誤記修正) (誤) 20筈 (正) 20台 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---|--|----|
| 143 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-160 | 同上 | |
| 144 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 別添1の目次 別添1, 資料3の目次 別添1, 資料3, 添付資料2の表紙 別添1, 資料5の表紙 別添1, 資料6の表紙 8条-別1-資6-1, 8 別添1, 資料7の目次 8条-別1-資7-4, 20 | 以下のとおり, 記載の適正化を図りました。 (旧) 原子炉の安全停止 (新) 原子炉の高温停止及び低温停止を達成し, 維持するため | |
| 145 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-1 8条-別1-資3-1 8条-別1-資3-添2-1 8条-別1-資5-1 8条-別1-資6-1, 25 8条-別1-資7-1, 6, 30 | 同上 | |
| 146 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資7-7 | 以下のとおり, 記載の適正化(審査基準の記載に合わせた)を図りました。 6. 1. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁等 (旧) 火災防護に係る審査基準の「2. 3 火災の影響軽減」2. 3. 1(1)及び(2)aでは, 「原子炉の安全停止に係わる安全機能を有する構築物, 系統及び機器を設置する火災区域」 (新) 火災防護に係る審査基準の「2. 3 火災の影響軽減」2. 3. 1(1)及び(2)aでは, 「原子炉の高温停止及び低温停止に係わる安全機能を有する構築物, 系統及び機器を設置する火災区域」 | |
| 147 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資7-11 | 同上 | |
| 148 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 別添1, 資料7目次 | 以下のとおり目次の誤記を修正しました。 (誤) 7. 4. 中央制御室火災時の… (正) 7. 4. <u>中央制御盤の盤間の火災の影響軽減</u> 7. 4. 1. <u>離隔距離等による分離</u> 7. 4. 2. <u>中央制御盤(常用系コンソール)内の火災影響軽減対策</u> 7. 4. 3. <u>中央制御盤(常用系コンソール)下部の影響軽減対策</u> 7. 5. 中央制御室火災時の… | |
| 149 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資7-1 | 同上 | |
| 150 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資5-添3-2 | 以下のとおり誤記の修正を行いました。 ※隣接版における煙濃度の換算 (誤) 煙検出装置(感度: 10%)でも, 高感度な感知が可能であると考える。 (正) 煙検出装置(感度: 10%)でも, 高感度な感知が可能であると考える。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|--------------------|--|----|
| 151 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資5-添3-4 | 同上 | |
| 152 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資7-16 | 以下のとおり誤記の修正を行いました。 7.3. フロアケーブルダクトの分離対策 (誤) フロアケーブルダクトについては、互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災耐久試験より3時間以上の (正) フロアケーブルダクトについては、互いに相違する系列の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災耐久試験により3時間以上の | |
| 153 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資7-24 | 同上 | |
| 154 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資7-18 | 以下のとおり誤記の修正を行いました。 (誤) (※1) 出典:「電気盤内機器の防火対策実証試験(その1)」 (正) (※2) 出典:「電気盤内機器の防火対策実証試験(その1)」 | |
| 155 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資7-27 | 同上 | |
| 156 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資9-11 | 以下の図面について適切な図面に変更しました。 第9-2図 液体廃棄物処理設備の系統概要図(2/2) | |
| 157 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資7-添5-10, 11 | 以下のとおり誤記の修正を行いました。また、第9図についても記載の修正(火災区画の記載の修正)を行いました。 (1) 耐火隔壁の概要 (誤) 耐火間仕切壁の概要及び隔壁設置箇所の火災区画平面図(ほう酸ポンプ室:火災区画番号A/B 4-02)をそれぞれ第8図, 第9図に示す。 (正) 耐火間仕切壁の概要及び隔壁設置箇所の火災区画平面図(A-ほう酸ポンプ室:火災区画番号A/B 4-02-1, B-ほう酸ポンプ室:火災区画番号A/B 4-02-2)をそれぞれ第8図, 第9図に示す。 | |
| 158 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資7-添5-30, 31 | 同上 | |
| 159 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資7-添5-12 | 以下のとおり女川の審査実績を踏まえ、記載の適正化を図りました。 (2) 耐火隔壁の耐火性能 (旧) 耐火隔壁を構成する耐火間仕切壁・防火戸・耐火材が遮熱性及び遮炎性を有した1時間耐火性能を有することを確認した結果を以下に示す。 (新) 記載を削除した。 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|----------------|--|----|
| 160 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資7-添5-32 | 同上 | |
| 161 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資1-93 | 以下のとおり誤記修正を行いました。 第1-11表 (誤) 連絡者 a. 通報者及び関係箇所への通報連絡 (正) 連絡者 a. 通報者及び関係箇所への通報連絡 (誤) 通報者 a. 公設消防及び関係箇所への通報連絡 (正) 通報者 a. 公設消防及び関係箇所への通報連絡 (誤) 現場指揮者 ・平日夜間・休祭日 当直副長(1) (正) 現場指揮者 ・平日夜間・休祭日 当直員(1) (誤) 消防車操作担当 a. 消防自動車の運転 (正) 消防車操作担当 a. 消防自動車の運転 | |
| 162 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-156 | 同上 | |
| 163 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 別添1, 資料6の目次 | 以下の資料について目次を追加しました。 別添1、資料6 泊発電所3号炉における原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器が設置される火災区域又は火災区画の消火設備について | |
| 164 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資6-1~3 | 同上 | |
| 165 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 別添1, 資料7の目次 | 以下のとおり誤記修正しました。 目次 (誤) 7.1. 中央制御盤内の分離対策 7.2. 中央制御盤(安全系コンソール)下部の分離対策 7.3. フロアケーブルダクトの分離対策 7.4. 中央制御室火災時の原子炉の安全停止に係る影響評価 (正) 7.1. 中央制御盤(安全系コンソール)内の分離対策 7.2. 中央制御盤(安全系コンソール)下部の分離対策 7.3. フロアケーブルダクトの分離対策 7.4. 中央制御盤の盤間の火災の影響軽減 7.5. 中央制御室火災時の原子炉の安全停止に係る影響評価 | |
| 166 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資7-1 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|--|--|----|
| 167 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 資料全般 | 社内ルールにしたがい、記載の適正化をしました。 (旧) 恐れ (新) おそれ (旧) 従って (新) したがって (旧) 差異 (新) 相違 | |
| 168 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 資料全般 | 同上 | |
| 169 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 別添1, 資料6, 添付資料11の表紙 8条-別1-資6-添11-1 | 以下のとおり誤記を修正しました。 (誤) 添付資料1 2 (正) 添付資料1 1 | |
| 170 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資6-添11-1 | 同上 | |
| 171 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資10-参1-12 | 相違理由について記載漏れがありましたので、修正しました。 | |
| 172 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資10-添4-25, 27, 29, 30 8条-別1-資10-添5-9 8条-別1-資10-添6-19 | 火災区域・区画について、火災区画境界を見直し、「R/B 3-08-1」の一部を細分化して「R/B 3-08-4」を追加設定しました。 ・R/B 3-08-4: タービン動補助給水ポンプ起動盤トレンA及び補助給水ポンプ出口流量調節弁盤トレンA室 | |
| 173 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資10-添4-25, 27, 29, 30 8条-別1-資10-添5-9 8条-別1-資10-添6-19 | 同上 | |
| 174 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資5-添4-31~34 | 火災区画「R/B 3-08-4」の新規追加に伴い、別紙1に当該区画の情報を追加しました。 | |
| 175 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資5-添4-31~34 | 同上 | |
| 176 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-57 | 第1-17 図中の誤記を修正しました。 (誤) 電動機駆動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用) (正) 電動消火ポンプ(1号, 2号及び3号炉共用) | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|------------------|---|----|
| 177 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-100 | 同上 | |
| 178 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資1-95 | 第1-12表中の誤記を修正しました。 (誤) 教育訓練 (内容は表1-15に示す) (正) 教育訓練 (内容は第1-13表に示す) | |
| 179 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-158 | 同上 | |
| 180 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資1-96 | 第1-13表中の誤記を修正しました。 (誤) 初期消火訓練 ②屋外火災における初期消火訓練 (正) 初期消火訓練 ②建屋内火災における初期消火訓練 | |
| 181 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-159 | 同上 | |
| 182 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-添4-3 | 第1表について、比較表側に反映漏れがありましたので修正しました。 (表中のフロー結果欄の追加) | |
| 183 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資1-参2-7 | 第2図中の誤記を修正しました。 (誤) 燃料取替用水ピット (正) 燃料取替用水ピット | |
| 184 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-参2-10 | 同上 | |
| 185 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r. 6. 0) | 8条-別1-資1-参6-1, 3 | 誤記を修正しました。 (誤) 年盤 (正) 年版 | |
| 186 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資1-参6-1, 3 | 同上 | |
| 187 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資2-添2-4, 5 | 図(5/19)と図(6/19)の貼り付け順序が逆だったため、修正しました。 | |
| 188 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r. 5. 0) | 8条-別1-資7-25 | 以下の図面について適切な図面に変更しました。 第7-8図 フロアケーブルダクトの構造図 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|--|----------------|--|----|
| 189 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-本-35 | 記載の適正化を図りました。 (旧) 「1号炉, 2号炉及び3号炉」 (新) 「1号, 2号及び3号炉」 | |
| 190 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-本-55 | 同上 | |
| 191 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-95 | 以下のとおり, 修正しました。 (旧) 「※2 東西南北および○側通路等により, 建屋の配置を把握できるレベル。」 (新) 「※2 東西南北及び○側通路等により, 建屋の配置を把握できるレベル。」 | |
| 192 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-158 | 同上 | |
| 193 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-参5-1 | 以下のとおり, 修正しました。 (旧) 「・自動ガス分析器および酸素分析器の校正に用いた酸素ガスは, 」 (新) 「・自動ガス分析器及び酸素分析器の校正に用いた酸素ガスは, 」 | |
| 194 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-参5-1 | 同上 | |
| 195 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-参6-全般 | 「、」と「,」が混在していたため, 「,」に統一しました。 | |
| 196 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-参6-全般 | 同上 | |
| 197 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資料2-1 | 以下のとおり, 「、」を削除しました。 (旧) 「さらに, 発電用原子炉施設内の単一の内部火災によって, 安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には, 火災による影響を考慮、しても, 多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく原子炉を高温停止及び低温停止できることが要求されている。」 (新) 「さらに, 発電用原子炉施設内の単一の内部火災によって, 安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には, 火災による影響を考慮しても, 多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく原子炉を高温停止及び低温停止できることが要求されている。」 | |
| 198 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資料2-3 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---------------|---|----|
| 199 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-参2-4 | 以下のとおり記載を修正し、記載を適正化しました。 (旧)「これらの原子炉の緊急停止機能を有する構築物、系統及び機器のうち、制御棒、制御棒クラスタ案内管、燃料棒案内シンプルについては原子炉容器内に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。」 (新)「これら原子炉の緊急停止機能を有する構築物、系統及び機器のうち、制御棒、制御棒クラスタ案内管、燃料棒案内シンプルについては原子炉容器内に設置されており、不燃性材料で構成されていることから、火災により本機能に影響が及ぶおそれはない。」 | |
| 200 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-参2-5 | 同上 | |
| 201 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-参3-1 | 以下のとおり記載を修正し、記載を適正化しました。 (旧)「しかしながら、水密扉のパッキンが難燃性であることから火災時には止水機能の低下のおそれがある。」 (新)「しかしながら、水密扉のパッキンが難燃性であることから、火災時には止水機能の低下のおそれがある。」 | |
| 202 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-参3-1 | 同上 | |
| 203 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資2-10 | 以下のとおり記載を修正し、記載を適正化しました。 (旧)「原子炉補機冷却水系には、他系統と境界を構成空気作動弁として、以下の弁が設置されている。」 (新)「原子炉補機冷却水系には、他系統と境界を構成する空気作動弁として、以下の弁が設置されている。」 | |
| 204 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資2-14 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---------------|---|----|
| 205 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-本-16 | 別添1 資料1に同一内容の記載がありますが、記載が整合していなかったため、記載を適正化しました。 (旧)「また、燃料油である軽油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画については、軽油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、非常用電源より給電する耐震Sクラスの換気設備で換気していることから、可燃性の蒸気が滞留するおそれはない。」 (新)「また、燃料油である軽油を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画については、軽油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、非常用電源より給電する耐震Cクラスの換気設備で換気していることから、可燃性の蒸気が滞留するおそれはない。」 【参考】別添1 資料1の同一内容の記載(比較表のページ 8条-別1-資1-30) なお、潤滑油又は燃料油が設備の外部へ漏えいしても、引火点は潤滑油及び燃料油を内包する設備を設置する室内温度よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気となることはない。引火点等の確認結果を参考資料1に示す。また、燃料油である軽油を内包する設備について、軽油が設備の外部へ漏えいし、万一、可燃性の蒸気が発生した場合であっても、軽油を内包する設備を設置する火災区域は、非常用電源から供給する耐震Cクラスの換気設備で換気する設計とすることから、可燃性蒸気が滞留するおそれはない。 | |
| 206 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-本-18 | 同上 | |
| 207 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-47 | 以下のとおり記載の適正化を図りました。 (旧)さらに当該エリアは天井が高く、大空間となっているため火災による煙が充満するおそれがないことから、 (新)さらに当該火災区画は天井が高く、大空間となっているため火災による煙が充満するおそれがないことから、 | |
| 208 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-85 | 同上 | |
| 209 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資6-添7-2 | 第2図について、記載の最新化を図りました。 | |
| 210 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-110 | 第1-16表について、変圧器の絶縁油数量の誤記修正及び数字桁数統一を図りました。また、3号機で設置予定の後備変圧器の記載を追加しました。 | |
| 211 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-171 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|------------------|---|----|
| 212 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-資1-60 | 下記のとおり誤記修正しました。(基本方針と同一の記載とした) 2.1.2.2. 地震等の自然現象への対策 (誤) 上記以外の津波, 竜巻, 降水, 積雪, 地滑り, 火山の影響, 生物学的事象及び高潮については, (正) 上記以外の津波, <u>洪水</u> , 降水, 積雪, 地滑り, 火山の影響, 生物学的事象及び高潮については, | |
| 213 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-資1-104 | 同上 | |
| 214 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 目次 | 目次の体裁について, 条文間での記載の統一を目的とし, 以下のとおり記載の適正化を行いました。 (旧) 別添-1 (新) 別添1 (旧) 別添-2 (新) 別添2 (旧) 別添-3 (新) 別添3 | |
| 215 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-本-1 | 同上 | |
| 216 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条別添1, 資料10全般 | 図表番号の記載について, 条文内の統一のため以下のとおり適正化を図りました。 (旧) 第○.○図(表) (新) 第○-○図(表) | |
| 217 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条別添1, 資料10比較表全般 | 同上 | |

| No | 資料名称 | 該当ページ | 適正化内容 | 備考 |
|-----|---|---------------------------------|---|----|
| 218 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-添10-参1-16, 17, 21, 22, 28 | 以下のとおり誤記及び記載の適正化を行いました。 (誤) 厳く (正) 厳しく (誤) 重畳事象は⑦により (正) 重畳事象は⑥により (誤) プラント状態が③と異なる (正) プラント状態が⑤と異なる (誤) DNBR低下の観点で⑧が厳しい。重畳事象は⑧により直ちに原子炉トリップするため、単独事象である⑧で代表できる。【抽出事象: ⑧】 【抽出事象: ⑦】 (正) DNBR低下の観点で⑦が厳しい。重畳事象は⑦により直ちに原子炉トリップするため、単独事象である⑦で代表できる。【抽出事象: ⑦】 (誤) ③は出力運転中を想定しており、 (正) ④は出力運転中を想定しており、 (誤) ⑧は圧力上昇の観点で厳しく (正) ⑦は圧力上昇の観点で厳しく (旧) $8.6 \times 10^{-4} (\Delta k/k)/s$ を最大反応度添加率とし、 (新) $8.6 \times 10^{-4} (\Delta k/k)/s$ を最大反応度添加率とし、 | |
| 219 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-添10-参1-18, 19, 23, 24, 56 | 同上 | |
| 220 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-添10-参1-28, 29, 30 | 記載している事象名称について、「主給水流量喪失」の記載が抜けていたため、記載を追加しました。 | |
| 221 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-添10-参1-57, 58, 60 | 同上 | |
| 222 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第8条 火災による損傷の防止 (DB08 r.6.0) | 8条-別1-添10-参1-32, 34 | 女川と同様、解析結果の図中に解説の記載を追加しました。 | |
| 223 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8条-別1-添10-参1-61, 64 | 同上 | |
| 224 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第8条 火災による損傷の防止 (DB08-9 r.5.0) | 8-とりまとめた資料-1, 4~13 | 参照先ページ数の修正を実施しました。 | |